

平成25年5月31日

株式会社 山陰合同銀行

風しん予防接種費用補助について

株式会社山陰合同銀行（頭取 久保田 一郎）ならびに山陰合同銀行グループ企業全社で、風しん予防接種を受けていない社員（パートタイマーを含む）を対象に「風しん」の予防接種にかかる費用を上限7,000円まで補助する取り組みを下記の通り開始いたしましたのでお知らせいたします。

妊娠初期の妊婦が「風しん」に感染すると、生まれてくる子供が難聴や白内障などの先天性風しん症候群と呼ばれる病気になることが多いといわれていますが、費用が高額であるため予防接種がすすんでいない状況にあると思われます。

山陰合同銀行では、従業員が安心して妊娠、出産ができるように男性、女性を問わず予防接種の未実施者に接種を呼びかけます。職場での風しん予防を徹底するため、費用補助をおこなうとともに従業員が予防接種のため医療機関の受診を希望した場合は、平日でも接種が可能となるように配慮いたします。

記

（1）対象者

全行職員（嘱託・パートタイマー含む）のうち、出産年齢の年代で定期予防接種の機会がなかった下記年齢を対象とする。

女性 昭和54年4月2日～平成7年4月1日生まれ（34歳未満）

男性 昭和44年4月2日～平成7年4月1日生まれ（44歳未満）

（2）対象予防接種

風しん単独ワクチン

MRワクチン（麻しん混合）

MMRワクチン（通称 新型三種混合ワクチン）

（3）補助金額 7,000円（1人1回限り、実費の範囲内で支給）

以 上